別表第十三その二（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣）
（陸上総隊司令官等）　印

処　分　要　請　書
（土地・家屋・物資の使用）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文／第103条第２項／第103条の２第１項　の規定に基づき、次のとおり　土地／家屋／物資　の使用に係る処分を要請する。

種類	
範囲（土地・家屋）	
数量（物資）	
所在する場所	
使用する期間	
使用する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

1　「種類」の欄には、土地、家屋、物資が特定できるような事項を記載する。(例えば、土地（更地、農地、臨港交通施設（港湾区域及び臨港地区内の駐車場、ヘリポート））、家屋（住宅、店舗、工場、倉庫、港湾の旅客施設（待合所、宿泊所）、港湾の保管施設（倉庫、野積場）、空港のターミナルビル（旅客、貨物））、物資（具体的な車両、機械器具等の種類））

2　「範囲」の欄には、既に特定した土地、家屋を示す場合には、具体的な使用する箇所（例えば、「　　番地　　号から　　号まで」、「倉庫の全部／　　階」）を、土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ（例えば、「広さ　ヘクタールの更地」）を記載する。

3　「数量」の欄には、使用する物資の個数、重量等を記載する。

4　「所在する場所」の欄には、土地、家屋については住所及び使用対象が明確になるような事項を、物資についてはその位置が特定できるような事項を記載する。

　なお、当該場所は、土地については自衛隊法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域内、同条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の２に規定する展開予定地域内に限り、家屋及び物資については同法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

5　「使用する期間」の欄には、使用の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）を記載する。

6　「使用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、土地、家屋又は物資の使用を行う目的、必要性等について記載する。

7　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

8　該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：1　土地とは、民法（明治29年法律第89号）第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。

　なお、立木、民法第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものは、「立木等の移転・処分」（別表第13その６）の対象とする。

2　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する土地、家屋、物資の使用が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

3　車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」（別表第13その４）の対象とする。